

## 災害に伴う現場代理人等の配置等に関する特例措置の改正について

令和4年12月28日

令和4年4月1日から、今後発生する災害に伴う災害復旧工事について、現場代理人等の配置等に関する特例措置を講じておりましたが、建設業法施行令の改正により工事の配置技術者の専任に係る金額要件が変更になることを受け、特例措置のうち対応する部分について、次のとおり改正します。

### 記

#### 1 特例措置の内容

倉敷市が発注する災害復旧工事について、次の措置を適用します。

##### (1) 【変更なし】

次の要件をすべて満たす場合、件数を制限せず現場代理人を兼任できることとします。

ア 兼任する工事に災害復旧工事を含むこと。

イ すでに従事している工事とこれから従事しようとする工事の当初請負金額（建築一式工事であっても当初請負金額とする。）の合計が1億5、000万円未満であること。ただし、そのうち災害復旧工事でない工事については通常時の制度の範囲内とする。

ウ 兼任する工事の工事現場が倉敷市内であること。

エ 公共工事であること。なお、倉敷市発注工事以外の工事と兼任する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。

##### (2) 【変更なし】

災害復旧工事を含む場合、同一の工事で現場代理人が主任技術者を兼ねている場合においても、他の工事の現場代理人を兼任できることとします。

##### (3) 【変更なし】

現場代理人が他の工事の主任技術者を兼任できることとします。ただし、主任技術者として配置される工事に災害復旧工事が含まれる場合に限りません。

##### (4) 【変更あり】

次の要件を全て満たす場合、請負金額4,000万円以上（変更前は3,500万円以上）（建築一式工事は8,000万円以上（変更前は7,000万円以上））の工事の専任の主任技術者は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により2件まで主任技術者を兼任できることとします。同一の工事で現場代理人を兼ねているため専任となる主任技術者についても同様

とします。

- ア 兼任する工事に災害復旧工事が含まれていること。
- イ 兼任する工事の工事現場が倉敷市内であること。
- ウ 工事の施工に当たり相互に調整を要するものであること（原則として同じ業種とする。）。
- エ 公共工事であること。なお、倉敷市発注工事以外の工事と兼任する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。

※特例措置を適用して現場代理人等を兼任で配置した後に、災害復旧工事が先に完了し、残る工事が通常の工事のみとなった場合は、その時点で配置している現場代理人等については引き続き配置を認めます。ただし、その後に現場代理人等の変更を希望する場合は通常時の制度により変更の可否を判断するものとします。

## 2 施行時期

令和5年1月1日から

倉敷市総務局総務部契約課
電話 086-426-3171
FAX 086-426-4234